

秋田県河川維持管理システム導入業務委託

仕様書

秋田県建設部河川砂防課

第1章 総 則

1－1 仕様書の適用

秋田県（以下、「発注者」という）が発注する「令和7年度秋田県河川維持管理システム導入業務」（以下、「本業務」という）に適用し、受託者（以下「受注者」という）が実施しなければならない一般的な事項を定めるものである。

1－2 業務の目的

秋田県では、河川情報に関する様々なデータを管理しているが、河川台帳情報・河川施設情報のデータ等が部署別で管理されており一元的な運用・共有化がされていない。また、所有する河川施設（樋門・樋管等）の河川施設情報、定期点検（樋門・樋管・護岸・堤防）情報等の蓄積されたデータの利活用や合理的な河川施設の維持管理が課題となっている。

本業務では、河川維持管理業務の高度化・効率化を図るため、次の機能を有するシステムを導入することを目的とする。

- （１）モバイルデバイスを導入した技術により日常と災害時の河川巡視における河川の変状箇所について、現地写真等を用いてマップ上に記し、その情報を共有するためのシステム及び変状箇所に対する作業依頼・実施までを支援するシステム
- （２）河川施設や河川台帳情報を一元管理するシステム及びモバイルデバイスを活用し、河川施設や河川台帳情報を現地で閲覧することに加え、各種河川施設点検内容を現地で閲覧・編集までを支援するシステム

1－3 委託の期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとしますが、本契約締結時に予測し得なかった事由により、本契約の委託業務の遂行が困難となった場合、速やかに相手方と協議し、委託期間を延長することができるものとする。

1－4 秘密の保持

受注者は、本業務の処理に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1－5 権利の侵害

受注者は、本業務の処理に際して第三者の著作権等の権利を侵害してはならない。

本業務を処理する上で第三者の著作権等の権利侵害が発生した場合には、受注者がその責を負うものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害により必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者、受注者が協議の上、決定するものとする。

1－6 本業務の処理方法

受注者は、仕様書及び発注者が必要に応じて指示する事項を遵守の上、本業務を実施するものとする。

1－7 措置請求

発注者は、本業務（再本した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。また、前項の規定による請求があったときは、当該請求内容を検討し、その結果を、請求のあった日から 10 日以内に、発注者に書面で通知しなければならない。

1－8 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の処理状況について随時に調査を行い、又は報告を求めることができるほか、受注者が本業務を履行する場所等に立ち入ることができるものとする。

発注者は、前項の調査、報告、立入りの結果、本業務の履行に関して改善が必要と認めたときは、受注者に対して必要な指示を与えて適正な履行を求めることができるものとする。

1－9 本業務の内容の変更等

次の各号のいずれかに該当する場合において、発注者、受注者が協議して本業務の内容を変更することができる。

- （１）当該システムの利用状況その他の事由により、仕様書等の内容を追加し、又は変更する必要があるとき。
- （２）本システムの内容の追加、変更等により、所定の金額等が著しく不相当であると認められるとき。

1－10 免責事項

前条の規定にかかわらず、受注者は、次の各号の事由により発注者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 受注者に起因しない本システムの不具合
- (2) 発注者の設備の障害及び受注者の本システム用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害
- (3) 受注者が定めた手続きを発注者が遵守しないことに起因して発生した障害

1-1-1 損害賠償

受注者は、本契約が解除されたときは、システム利用及び保守運用に係る費用の1か月分に相当する額の賠償金を発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

本契約を変更した場合において、受注者に損害があるときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

受注者は、その責に帰すべき事由により本業務の処理に関し、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

受注者は、本業務の処理に関して第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合には、発注者の負担とする。

1-1-2 業務完了検査

受注者は、業務完了時に業務完了報告書及び成果品を提出し、発注者は完了検査を行うものとする。成果品の受け渡し後において、明らかに受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合には、受注者は速やかに対応しなければならない。

1-1-3 成果品

本業務における成果品は次の掲げるとおりとする。

(1) 各種報告書等

名称	記載内容	提出時期
作業実施計画書	基本方針、作業工程と開発体制など	プロジェクト開始時まで に作成し、発注の合意を得ること
打合せ記録簿	定例会議の打合せ記録簿	定例会議等の開催の都度
プロジェクト進捗管理表	実際の進捗状況	同上
操作説明書（発注者用）	発注者用の操作説明。 アカウント情報など	操作研修開始前

操作説明書（請負業者用）	請負業者用の操作説明。アカウント情報など	操作研修開始前
--------------	----------------------	---------

1-1-4 成果品の帰属

本業務において作成された成果品は、発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく成果品を第三者に複写、公表、貸与及び使用してはならない。ただし、本業務着手以前に受注者又は著作権保有者が保有すると発注者の確認が得られる著作物においては、著作権は、その著作権保有者に留保され、発注者はその一部使用权及び使用承諾を以て使用することとする。

1-1-5 疑義等の決定

本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

1-1-6 紛争の処理

前条の協議によっても本契約の履行につき紛争が解決できない場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することができる。

1-1-7 信義誠実の原則

発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

第2章 条件明示

2-1 業務内容

この業務は、秋田県の河川維持管理業務の効率化を図るため、河川の変状箇所等の情報共有と対応までを支援するシステム及び河川施設の管理と点検を支援するシステムを導入・運営するものである。

下表のデータは本システムに登録するため、受注後にデータを提供する。登録方法（添付・データベース化）については、別途協議する。

また、河川現況台帳図と河川施設情報は地図上からアクセス可能とすること。

基本データ登録数

項目名称	数量	備考
河川現況台帳図	約 2,400 面	PDF データ
河川施設情報	約 1,100 件	Excel データ
河川施設点検票	約 1,500 件	Excel データ

2-2 基本的要件

本システムの導入にあたっては Microsoft Windows 11 以上に対応し、Google Chrome、Microsoft Edge ブラウザに対応していること。

なお、検討にあたり、サーバの所在を秋田県庁内に配置する案とクラウド化については、当県が構築するシステムとして最適と想定される型式により提案するものとする。

また、データ管理の権限を利用者毎に制限できること。

2-3 業務計画

受注者は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む）に本業務に関する以下の内容について、作業実施計画書を作成し発注者に提出しなければならない。

なお、工程や業務体制に変更が生ずる場合には、事前に発注者の承認を得るものとし、その都度変更した業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 作業実施方針
- (3) 業務工程表
- (4) 業務体制表
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 連絡体制（緊急時を含む）
- (8) その他、発注者が指示する事項

2-4 業務体制表

受注者は、業務契約書に含む業務体制表を作成する際に、業務毎の責任者を設置し、作業者、業務の範囲、役割及び連絡先を明確にしなければならない。

また、重要な業務内容については、複数人での体制を整備し、業務が滞ることのないようにしなければならない。

2-5 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に緊密な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとして、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

また、連絡にあたっては積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

なお、対面した打合せの回数は、業務着手時、中間報告3回、業務完了時の計5回を予定している。その他の打合せは必要に応じ実施するものとする。

2-6 システム要件の整理

受注者は、本システムに必要な機能の要件を整理し、システム構築前に発注者の承認を得なければならない。

2-7 システム要求要件

◆河川の変状箇所等の情報共有と対応までを支援するシステム

(1) 基本要件

○日誌作成

日常の河川巡視日誌作成支援機能を有すること。

○撮影・記録

現地からタブレット等で変状箇所を撮影・記録し報告する機能を有すること。

○見積り徴収

作業実施における概算額の把握のために見積り徴収機能を有すること。

○監督員承認

業者へ作業依頼する際は各振興局建設部監督員の承認機能を有すること。

○画像挿入

撮影または保存画像を各種様式に添付できる機能を有すること。また、現地からタブレット等でも同じ機能を使用できること。

○システム連携

「河川施設の管理と点検を支援するシステム」と連携できること。

(2) 利用者条件

- ・建設部河川砂防課 : 1 ユーザ
- ・各振興局建設部 : 8 ユーザ
- ・河川維持管理業者 : 120 ユーザ 計129 ユーザ

◆河川施設の管理と点検を支援するシステム

(1) 基本要件

○基本情報

施設名、河川名、建設年次、緯度・経度などの情報が表示されるもの。
記載する内容については受注後協議により決定する。記載する項目は施設毎にカスタマイズできること。

○台帳

河川現況台帳図と河川施設台帳が閲覧・更新・出力できること。

○施設点検

河川施設（堤防・護岸・水門・樋門・樋管）の定期点検内容を閲覧・編集できること。また、様式は国土交通省で公表している最新の様式を使用すること。

○地図表示

河川現況台帳図及び各河川施設（水門・樋門・樋管・橋梁等）を地図上に位置し、その他河川施設の諸元データが表示されること。

○検索機能

条件を指定し、河川施設を検索する機能を有すること。

○ドキュメント出力

検索した結果がアウトプットできる機能を有すること

○モバイルデバイス導入

タブレット等でも同じく地図表示・検索機能を使用できることに加え、各種台帳の閲覧・更新と各種点検内容を閲覧・編集できること。

○画像挿入

撮影または保存画像を各種様式に添付できる機能を有すること。また、現地からタブレット等でも同じ機能を使用できること。

○システム連携

「河川の変状箇所等の情報共有と対応までを支援するシステム」と連携できること。

(2) 利用者条件

- ・建設部河川砂防課 : 1 ユーザ
- ・各振興局建設部 : 8 ユーザ
- ・河川維持管理業者 : 120 ユーザ 計129 ユーザ

2-8 操作説明

受注者は、本システムの操作説明書を発注者用と河川維持管理業者用に作成すること。また、発注者用と河川維持管理業者用の説明会を実施するものとする。

る。なお、実施内容等の詳細については、受注後に改めて発注者と協議することとする。

2－9 将来性の確保

- (1) 国による法制度の整備、システム開発に関する仕様、報告書、通知等の最新動向に常に配慮するとともに、国の方針または社会情勢等によりシステム改修の必要が生じる等の場合は、サービス提供者として対応を行うものとする。
- (2) 発注者からのサービス改善要求に対して、協議の上、受注者が適正な要求と認められる場合は対応するものとする。
- (3) 社会情勢に合わせ、利用者端末のOS及びWebブラウザのバージョンアップ等への対応を行うものとする。

2－10 その他

本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じた際には、その都度、発注者と受注者が協議の上決定する。

第3章 情報セキュリティの要件

3－1

「プライバシーマーク」または「ISO/IEC27001 認証」に準拠した管理体制があり、サービス提供に関わる全ての者がこれに従えること。

3－2

情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格「ISO/IEC27001 認証」を取得していること。

3－3

当県が構築するシステムをクラウド化とした場合、政府が活用しているクラウドサービスのセキュリティレベルの評価「ISMAP」クラウドサービスリストへの登録又は「ISO/IEC27017 認証」の取得のいずれかを満たしていること。

3-4

本サービスの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること。

3-5

サービスの監視を常に行い、システム停止等の障害が発生した場合は発注者に速やかに報告すること。なお、報告方法は、発注者と協議し決定すること。

3-6

サーバ及びネットワーク機器等は、24 時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が発生した場合や疑われる場合は、その原因の調査、追跡等が可能であること。また、そのために必要なログデータ等の取得が可能であり、発注者の求めに応じて提供できること。

3-7

大規模災害等における地震や津波などの災害によってシステムの継続利用が不可能になった際の復旧及び修復、あるいはそのためのシステム「ディザスタリーカバリー」の体制が整っていること。

3-8

機密性の高い情報資産をインターネットに接続しているサーバ等の公開領域に保管しないこと。また、データベースサーバー等は、ファイアウォール等によりインターネットと分離されたセグメントに設置し、不要なアクセスは遮断すること。

3-9

本業務の実施によって生じた事故等（本システム上の脆弱性などの受注者に起因する情報セキュリティインシデント等）により損害が生じた場合は、本業務に係る契約（契約に定めのない事項等については、受注者が定めるサービス利用規約等又は両者において協議し決定した内容）に従って処理すること。

3-10

サービス等の変更（利用規約、サーバ装置等機器の整備環境、各種設定等の変更を含む）や終了等がある場合は、その内容と時期について、一定の猶予期間をもって事前に発注者に通知すること。なお、サービスを終了する場合は、個人情報のほか、作成した全てのアカウント等の情報についても削除するとともに、作業が終了した旨の報告を行うこと。

3-1-1

受注者は、業務実施に先立ち、次の書類を速やかに発注者に提出しなければならない。また、これを変更する場合は事前に発注者に通知し、その承認を得るものとする。

- ① 機能一覧表
- ② 操作マニュアル

3-1-2

受注者は、サービス約款、利用規約、その他受注者が提供するサービスにすることが記載されたもの等を速やかに発注者に提出しなければならない。また、これを変更する場合は一定の猶予期間をもって事前に発注者に通知すること。

3-1-3

受注者は、事業実施に先立ち、次の事項に係る状況等について、あらかじめ発注者と共有すること。

- ① メンテナンスやバージョンアップ等を行う場合に関すること
- ② 障害・インシデント発生時の対応や事業継続（BCP）に関すること
- ③ 通信及びデータベースの暗号化に関すること
- ④ 脆弱性が発覚した場合の対応に関すること
- ⑤ データセンター等の冗長化に関すること
- ⑥ その他共有が必要と認められる事項

3-1-4

受注者は定期的（年1回以上）に脆弱性診断を行い、指摘項目の改修等を行うこと。

第4章 使用データセンターの要件

4-1

クラウドサーバ利用の場合、使用データセンターは、受注者にて用意すること。また、データセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が日本国内であること。

4－2

準拠法が国内法であること。

4－3

システムを運用するオペレーションが日本国内で実施されていること。

第5章 見 積 条 件

5－1 システム導入費用

仕様を満たすシステムを導入する際の費用とし、仕様以外の機能は無償で利用できるものとする。また、基本データ入力・作成費用もシステム導入費に含んだ内容で算出すること。

5－2 システム保守費用

令和8年度以降利用する際の運営費用を別途算出すること。また、保守点検費用（保守点検内容を明記）及びクラウドサーバの利用費も含むものとする。

なお、国の点検様式等が変更となった場合の対応方法について、明記すること。（保守点検費用内で対応等）

5－3 その他必要費用

上記、その他必要な費用があれば計上すること。